

10月定例教育委員会

参考資料

(令和元年10月31日)

議案

第2号 丹波篠山市教育支援センター設置規則の廃止について（学校教育課）・・・1頁

○丹波篠山市教育支援センター設置規則

平成25年3月19日

教委規則第1号

改正 平成26年11月13日教委規則第2号

平成31年2月19日教委規則第2号

(設置)

第1条 丹波篠山市の教育の充実及び振興を図るため、丹波篠山市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
教育支援センター (適応指導教室ゆめハウス) (早期発達支援室)	丹波篠山市北新町41番地 (丹波篠山市宮田240番地) (丹波篠山市沢田120番地1)

(業務)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 不登校児童生徒の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 幼児期の早期発達支援に関すること。
- (7) その他教育の充実と振興に関すること。

(職員)

第4条 支援センターに、センター長及び職員を置く。ただし、センター長は学校教育課長が兼ねる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月13日教委規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月19日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。